

早川町地域おこし協力隊

インターン隊員募集要項

令和8年6月8日

早川町

早川町地域おこし協力隊インターン隊員 募集要項

1. 事業の目的

人口減少や高齢化等の進行が著しい早川町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、本町の進める施策や地域おこしの担い手の確保による地域力の維持・強化に資することを目的として、地域おこし協力隊導入しています。

今後の地域おこし協力隊の応募につなげるため。総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）に基づき、早川町地域おこし協力隊インターン(以下「インターン隊員」という。)を実施します。

2. 業務概要

インターン隊員として、2週間以上2カ月以内の期間、「別紙 早川町地域おこし協力隊インターン活動内容一覧」記載の地域活動等に従事していただきます。

3. 活動内容

「別紙 早川町地域おこし協力隊インターン活動内容一覧」のとおり。

4. 応募要件

次の要件をすべて満たす人とします。

- (1) 3大都市圏又は地方都市部（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当していない市町村）に居住している人
※早川町に住民票を異動する必要はありません。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人
- (3) 活動を積極的に実施できる人
- (4) 受入団体と協力しながら意欲的に活動できる人

5. インターン隊員の身分

インターン隊員と町は、雇用契約又は業務委託契約等によるものではありません。活動期間中は、早川町地域おこし協力隊インターン隊員として、町が委嘱します。

6. 報償費及び費用負担

(1) 報償費

報償費は、活動日1日あたり12,000円とします。なお、支払いは源泉徴収後の額とします。

(2) 費用負担

原則、応募から活動にかかる費用は、応募者が負担するものとします。

また、活動中の事故や怪我等でインターン隊員本人又は町や第三者に損害を与えた場合において、町からの補償はありませんので、保険に加入するなどの備えをしてください。

(3) 宿泊及び移動等

宿泊及び移動等については、インターン隊員が用意することになります。なお、事前相談をご希望の方は、「9 応募・問合せ先」までお問い合わせください。

※宿泊費については、早川町短期移住体験支援制度がご利用いただけます。詳しくは、お問い合わせいただくか町のHPをご覧ください。

7. 応募方法

(1) 応募書類

- ①早川町地域おこし協力隊インターン応募申込書（様式第5号）
- ②住民票の写し（申込み1カ月以内に取得したもの。コピー可）

(2) 応募方法

郵送、メール又は持参により申請してください。

(3) 応募期間

令和8年6月8日（月）～令和8年10月30日（金）

8. 選考の流れ

(1) 審査方法

①一次審査（書類選考）

- ・応募受付後、随時、一次審査（書類選考）を行います。
- ・審査結果は、応募者全員に文書にて通知します。

②二次審査（面接）

- ・早川町役場又はオンラインで面接を行います。
- ・二次審査の日時、場所等については、一次審査結果通知の際に合わせてお知らせします。また、二次審査の結果については、面接者全員に通知します。

(2) その他

- ・応募書類は、受入団体に提出します。
- ・面接は、受入団体の代表者又は担当者が同席します。

9. 応募・問合せ先

担当課：早川町まちづくり政策課 まちづくり担当

住所：南巨摩郡早川町高住758番地

電話番号：0556-45-2513

FAX 番号：0556-45-2000

Eメールアドレス：seisaku@town.hayakawa.lg.jp